

# 山口県報

平成22年  
4月23日  
(金曜日)

## 目次

告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....一

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....一

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の第二項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル対策課).....二

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....二

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(三件)(砂防課).....三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(港湾課).....四

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....六

山口県営改良住宅条例第三条第一項の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....七

公告

特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課).....八

土地改良区役員の届出(農村整備課).....九

土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課).....九

港湾施設に係る指定管理者の指定(港湾課).....〇

雑報

県報の正誤(平成二十一年九月二十五日山口県報の別冊).....〇

### 山口県告示第百八十六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成二十二年五月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 補償基礎額の表第二号のイ中、「四千六十円」を「四千三十円」に改める。

### 山口県告示第百八十七号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十二年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

表中、「四、二三七円」を「四、五七五円」に、「一三、三七九円」を「一三、二五五円」に、「五、〇一九円」を「五、一一五円」に、「五、八五一円」を「五、七七七円」に、「一三、五九九円」を「一三、八三七円」に、「六、五〇四円」を「六、三四九円」に、「一六、五四九円」を「一六、七二二円」に、「六、九二〇円」を「六、八四四円」に、「一九、七〇三円」を「一九、四五四円」に、「七、二二七円」を「七、〇八八円」に、「二三、一四一元」を「二二、三六一円」に、「七、〇九二円」を

「七、〇一六円」に、「二四、五八一円」を「二三、九一六円」に、「六、六〇〇円」を「六、六一二円」に、「二四、八三六円」を「二四、九〇〇円」に、「五、九六七円」を「五、九〇六円」に、「二三、四一一円」を「二三、四九九円」に、「四、六五〇円」を「四、六三四円」に、「二〇、七五六円」を「二〇、三六四円」に、「四、〇六〇円」を「四、〇三〇円」に、「一五、二三〇円」を「一四、四一九円」に改める。

**山口県告示第百八十八号**

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成二十二年五月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

表常時介護を要する状態の項中、「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に、「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中、「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に、「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

**山口県告示第百八十九号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定区域
  - 宇部市亀浦五丁目五六一番四、五六一番五、五六一番六及び五六一番七
- 二 埋立地の区分
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条

の二第一号に規定する埋立地

**山口県告示第百九十号**

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 認可年月日  
 下関市豊北町農地開発土地改良区 平成二二、四、一三

**山口県告示第百九十一号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
  - 西浜(1)地区
- 二 区域の範囲
  - 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

郡名	町名	大字名	字名	地番	標柱番号
大島郡	周防大島町	戸田	脇田	一九一	一号
"	"	"	"	一九二五の二	二号
"	"	"	"	一九二四	三号
"	"	"	"	一九二四	四号
"	"	"	"	一九二六	五号
"	"	"	"	一八九九	六号
"	"	"	"	一九〇二	七号

山口県告示第百九十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成九年山口県告示第二十五号)の一部

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
美 祿 市	大 嶺 町 北 分	高 原	二二二〇の一	一号
"	"	"	二五四	二号
"	"	"	二五四	三号
"	"	"	二五六の一	四号
"	"	"	二五六の一	五号
"	"	"	二五六の一	六号
"	"	"	二五五の三	七号
"	"	"	一一三四の二地先	八号
"	"	"	一一三四の三	九号
"	"	"	二四九	十号
"	"	"	二四七の一	十一号
"	"	"	二四七の一	十二号
"	"	"	二四五	十三号
"	"	"	二四五	十四号
"	"	"	二五六の三	十五号
"	"	"	二五五の三	十六号
"	"	"	一一三四の四	十七号
"	"	"	一一三八の一 地先	十八号
"	"	"	二二四	十九号
"	"	"	二二二の一	二十号

一 区域の名称  
上利宗地区

二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた区域

山口県告示第百九十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十五年山口県告示第五百二十九号)

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
防 府 市	台 道	観 音 沖 平	一五の一	一号
"	"	"	一四の一	二号
"	"	"	一四の一	三号
"	"	"	一〇の一	四号
"	"	"	一〇の一	五号
"	"	"	九	六号
"	"	"	一一の二	七号
"	"	"	一一の二	八号
"	"	"	一一の一	九号
"	"	"	五一七の一	十号
"	"	"	五一七の一	十一号
"	"	"	五一七の一	十二号
"	"	"	五一二の一	十三号
"	"	"	五〇九の二	十四号
"	"	"	五〇九の一	十五号
"	"	"	二八八六	十六号
"	"	"	一五の一	十七号

を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の範囲  
遠ヶ崎東地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線、標柱十五号と十六号を市道遠ヶ崎線北東側境界線に沿って結んだ線、標柱十六号と十七号を結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域。ただし、保安林指定区域(昭和五十八年八月十二日農林水産省告示第千四百二十四号)を除く。

の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

錦見二丁目(3)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。  
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	錦 見 二 丁 目	三七六の一	一号
"	"	三八〇の七	二号
"	"	一〇八の二	三号
"	"	一〇八の六〇	四号
"	"	三四六の一	五号
"	"	三四七の五	六号
"	"	三四五の三	七号
"	"	三四三の五	八号
"	"	三五〇の二	九号
"	"	三五五の一	十号
"	"	三五七の一	十一号
"	"	三六一の一	十二号
"	"	三六一の一	十三号
"	"	三七三の一	十四号
"	"	一一〇	十五号
"	"	一〇八の四八	十六号

山口県告示第百九十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成二十年山口県告示第百四号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

安田上(1)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。  
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
周 南 市	安 田	森 河 内	一三〇五の一	一号
"	"	"	一三〇八の一	二号
"	"	"	六〇一の二	三号
"	"	宗 岡 山	一三四七の一	四号
"	"	"	一三七七の一	五号
"	"	"	一三七七の一	六号
"	"	"	一三五〇の二	七号
"	"	"	六三八の一	八号
"	"	安 田 市	六三七の七	九号

山口県告示第百九十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、宇部港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 宇部港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)
- (一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字沖ノ山地先
- (二) 工事の概要

工	種	延	長
基	礎	工	一八九メートル
本	体	工	一九九メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工業業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十二年四月二十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十二年四月二十六日から同年五月十三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年五月十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所（電話〇八三六一三一―三三三一一）にすること。

山口県告示第百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第一工区）

(一) 工事場所 周南市臨海町地先

(二) 工事の概要

工	種	延	長
本	体	工	七七メートル
遮	水	工	七七メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
    - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
    - 3 出資比率が三パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十二年四月二十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
    - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法
 

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
  - (三) 申請書等の提出場所
 

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二三号
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 

平成二十二年四月二十六日から同年五月十三日までの午前九時から午後四時三十分まで
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年五月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一七八七）にすること。

### 山口県告示第九十七号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

表楠乃県営住宅の項中「〇・八九」を「〇・九〇」に改め、同表安岡県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表中村県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に、「〇・八九」を「〇・九一」に改め、同表稗田県営住宅の項中

「一号楼から二号楼まで及び一四号棟から一九号棟まで」を	〇・九一
「一号楼から二号楼まで」を	〇・九一
「一四号棟から一九号棟まで」を	〇・九一

を「〇・八八」に改め、同表栄県営住宅の項中「〇・六四」を「〇・六三」に、「〇・八九」を「〇・九一」に改め、同表彦島県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八二」に改め、同表長府県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表横野県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表彦島迫町県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八三」に改め、同表彦島角倉県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表彦島堀越県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・九一」に、「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表彦島江の浦県営住宅の項中「〇・九一」を「〇・九二」に改め、同表一の宮県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九三」に改め、同表安岡駅前県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・九二」に改め、同表西宇部県営住宅の項中「〇・六八」を「〇・六七」に改め、同表鶴の島県営住宅の項中「〇・六九」を「〇・六八」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九八」に、「〇・六八」を

「〇・六七」に改め、同表小羽山県営住宅の項中「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表中野県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九九」に改め、同表北琴芝県営住宅の項中「〇・九三」を「〇・九二」に、「〇・九八」を「〇・九七」に改め、同表西大橋県営住宅の項中「〇・八三」を「〇・八二」に改め、同表赤妻県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表大内御堀県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・九一」に改め、同表平川県営住宅の項及び恋路県営住宅の項中「〇・八九」を「〇・九一」に改め、同表宮野下県営住宅の項中「〇・七七」を「〇・七六」に改め、同表上東県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表第二無田ヶ原県営住宅の項中「〇・九八」を「一・〇〇」に改め、同表東萩県営住宅の項中「〇・九三」を「〇・九二」に改め、同表大平山県営住宅の項中「〇・九五」を「〇・九七」に改め、同表高井県営住宅の項中「〇・九六」を「〇・九七」に改め、同表西浦県営住宅の項を次のように改める。

西 浦 県 営 住 宅	
一 号 棟 及 び 二 号 棟	〇・九二
三 号 棟 か ら 五 号 棟 ま で	〇・九〇

表北山手県営住宅の項中「〇・九五」を「〇・九六」に改め、同表川瀬県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・九一」に改め、同表旗岡県営住宅の項を次のように改める。

旗 岡 県 営 住 宅	
三 号 棟	〇・九二
三 二 号 棟 か ら 三 九 号 棟 ま で、 四 一 号 棟 か ら 四 三 号 棟 ま で、 A 棟 か ら C 棟 ま で 及 び F 棟 か ら M 棟 ま で	〇・六〇

表久保県営住宅の項中

一 号 棟、 三 号 棟 及 び 五 号 棟 か ら 八 号 棟 ま で	〇・八五
---	------

を

二 号 棟	〇・八五
一 号 棟 及 び 五 号 棟 か ら 八 号 棟 ま で	〇・八七

に改め、同表花岡

県営住宅の項中「〇・九一」を「〇・九二」に改め、同表山中県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表浪の浦県営住宅の項中「〇・八四」を「〇・八六」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表海士路県営住宅

の項中「〇・六一」を「〇・六〇」に改め、同表梅ヶ丘県営住宅の項中「〇・七四」を「〇・七三」に改め、同表第二浪の浦県営住宅の項中「〇・八〇」を「〇・八一」に、「〇・八四」を「〇・八五」に改め、同表今津県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表今桝県営住宅の項中「〇・九五」を「〇・九六」に改め、同表龜山県営住宅の項を次のように改める。

亀 山 県 営 住 宅	
一 号 棟 か ら 四 号 棟 ま で	〇・九五
A 棟 及 び B 棟	〇・九七

表和田県営住宅の項中「〇・九五」を「〇・九七」に改め、同表島田県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八一」に改め、同表光井県営住宅の項中「〇・九六」を「〇・九七」に改め、同表湯本県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九三」に改め、同表新庄北県営住宅の項を次のように改める。

新 庄 北 県 営 住 宅	
A 棟 か ら C 棟 ま で、 E 棟 及 び F 棟	一・〇〇

表大迫田県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八一」に改め、同表金剛山県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表旭ヶ丘県営住宅の項中「〇・八四」を「〇・八五」に改め、同表周南県営住宅の項中「〇・五八」を「〇・五七」に改め、同表慶万県営住宅の項中「〇・七四」を「〇・七三」に、「〇・七八」を「〇・七七」に改め、同表富田東県営住宅の項中「〇・七七」を「〇・七九」に改め、同表福川南県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表新堤県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八七」に改め、同表湯野県営住宅の項中「〇・八三」を「〇・八四」に改め、同表第一金剛山県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八七」に改め、同表周陽県営住宅の項及び大内県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表古開作県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九九」に改め、同表本山県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改める。

### 山口県告示第百九十八号

山口県営改良住宅条例第三条第二項の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関 成

表中「〇・九一」を「〇・九二」に改める。



(一) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 特別保護地区の名称

深坂鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

深坂鳥獣保護区内の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四七ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ヒヨドリ、メジロ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十二年四月二十三日から同年五月六日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す

る。）

一 特別保護地区の名称

鴻ノ峯鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

鴻ノ峯鳥獣保護区内の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ウグイス、ヒヨドリ、メジロ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十二年四月二十三日から同年五月六日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供す

一 特別保護地区の名称

牛島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

牛島鳥獣保護区内の区域（面積 二〇二ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

希少鳥獣生息地

(二) 指定の目的



当該区域は、カラスバトが繁殖しており、カラスバトにとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間  
平成二十二年四月二十三日から同年五月六日まで  
縦覧の場所  
山口県周南農林事務所

(二二〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
宇部市小野土地改良区	理事	山田 一夫	宇部市大字椋小野四四五
"	"	井藤 広志	大字藤河内三〇五
"	"	井上 茂雄	" 六一四
"	"	松永 秀治	大字小野三八二四の二
"	"	金子 龍彦	" 二〇九五
"	"	藤井 卓治	大字藤河内二九五の三
"	"	原田 文三	大字椋小野七〇五
"	監事	竹山 茂樹	大字小野八一八二
"	監事	掛部 保	大字藤河内五七三
"	理事	藤田 昭一	大字小野八一八八の七
岩国市愛宕土地改良区	理事	村上 光則	岩国市尾津町三丁目四番二七号
日置南部土地改良区	理事	藤本 範彦	長門市日置中五三五
周南市鹿野土地改良区	理事	藤本 勤	周南市大字鹿野下二二〇五
"	"	長嶺 敏昭	" 二八一七の三
"	"	石川 光生	大字大潮二五一八
"	"	白井 賢	大字鹿野中一一九二の二

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
山陽土地改良区	理事	神田 宝	大字鹿野上二八八四
"	監事	原田三喜男	大字大潮一七五四
"	監事	岸田 安義	大字鹿野下二五一六の五
"	理事	貞弘 明彦	" 二九四〇
"	理事	二歩 材臣	山陽小野田市大字都五八三の二
"	"	野村 好弘	大字厚狭五一一〇
"	"	田村 静夫	大字都五一八八の三
"	"	隅野 克己	大字津布田二六三四の
"	"	田邊 稔夫	大字厚狭一五五三
"	"	倉重 穰次	大字都四七〇九
"	監事	西村 直人	下関市木屋川本町五丁目一五四番一
"	"	中谷 健治	山陽小野田市大字鴨庄一〇八七
宇部市小野土地改良区	理事	伊藤 治平	宇部市大字小野八五五六の一
"	"	井上 茂雄	大字藤河内六一四
"	"	山尾 栄	大字椋小野一七三
"	"	渡辺 文夫	" 四九三
"	"	上田久満治	大字小野五七五の一
"	"	阿部 始幸	" 一〇四六四
"	"	加藤 優治	大字藤河内二九〇
"	"	松永 秀治	大字小野三八二四の二
"	監事	掛部 保	大字藤河内五七三
"	監事	山田 一夫	大字椋小野四四五
岩国市愛宕土地改良区	理事	山縣 康男	岩国市尾津町三丁目五番三九号
日置南部土地改良区	理事	西井 智和	長門市日置中一六〇四の一
周南市鹿野土地改良区	理事	勝間田研司	周南市大字鹿野下一一四九
"	"	藤本 勤	" 二二〇五
"	"	貞弘 邦彦	" 三〇〇〇
"	"	長嶺 広司	" 二八一七の二
"	"	村木 実	大字鹿野中一九六〇の八
"	"	倉富 健	大字鹿野下二四四五

石川 光生	大字大潮二五一八
福原 義和	九一七
梅田 孝文	大字鹿野上二四五三
白井 賢	大字鹿野中一九二〇
貞弘 保生	大字鹿野上二六八三の四
石川 正憲	大字大潮二二六〇
神田 宝	大字鹿野上二八八四
坂本富士夫	大字大潮八七二の一
岸田 安義	大字鹿野下二五一六の五
岩田 学	大字鹿野上二四七二
新原 美敏	大字大潮三一六一

(二二) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

光市

光地区

暗きよ排水

二 縦覧の期間

平成二十二年四月二十六日から同年五月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二三) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例（昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」とい

う。）第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十二年四月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	洲鼻防波堤A、洲鼻防波堤B、洲鼻防波堤C、洲鼻小船護岸A、洲鼻小船護岸B、洲鼻浮橋、洲鼻物揚場、洲鼻船揚場、洲鼻道路A、洲鼻道路B及び洲鼻野積場	下松市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（知事が定める港湾施設（以下「指定港湾施設」という。）の使用に係るものに限る。（四）及び（五）において同じ。）をすること。
  - (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
  - (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受理すること。
  - (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
  - (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間



正誤

平成二十二年九月二十五日山口県報の別冊

ページ	一四五
誤	187.474 26.267
正	184.474 29.267

平成二十二年四月二十三日印刷

発行人所

山口県知事庁